



鳥取県公報

平成 28 年 7 月 19 日 (火)
第 8 8 1 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (493) (子育て応援課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (494) (企業支援課) 2
	土地改良事業計画の変更の認可 (495) (中部総合事務所農林局) 2
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出 (住まいまちづくり課) 3

告 示

鳥取県告示第493号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県妊活等啓発冊子～ライフプランガイド 将来の私を考える（仮称）～作成業務公募型プロポーザル審査会	妊活等啓発冊子～ライフプランガイド 将来の私を考える（仮称）～作成業務の受託者の選定に関する事項	平成28年7月13日から同年11月30日まで	子育て王国推進局子育て応援課

鳥取県告示第494号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 丸合羽合店・ドラッグストアウェルネスハワイ店 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬789-1 ほか
 - 丸合西伯店・ドラッグストアウェルネス西伯店 西伯郡南部町阿賀226-1
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 中山 和夫 東京都中央区銀座八丁目13-1
- 変更した事項

大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

変更前 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行

変更後 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 中山 和夫
- 変更年月日

平成28年4月1日
- 届出年月日

平成28年7月6日
- 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類
- 縦覧に供する期間

平成28年7月19日から4月間
- 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、大規模小売店舗の所在地を所管する総合事務所地域振興局及び町役場
- 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、東伯町土地改良区が行う土地改良事業（東伯町土地改良区営維持管理事業 東伯町土地改良区地区維持管理）に係る土地改良事業計画の変更を平成28年7月13日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

平成28年7月19日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成28年7月19日から平成28年9月20日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成28年9月20日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也
鳥取市湖山町東一丁目122-1
- 2 大規模店舗の名称
（仮称）株式会社サンイン・マルイ国府店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
鳥取市国府町新通り三丁目1-1 外
- 4 大規模店舗の用途
物販及び飲食他サービス店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
6,488.7平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
平成28年10月3日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）